特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書

評価実施機関名	
	地方公共団体情報システム機構

提出日		
	令和7年1月16日	

概要説明日		
	令和7年1月29日	

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(個人番号管理ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	特定個人情報ファイル(機構保存本人確認情報ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	特定個人情報ファイル(個人番号カード用管理ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
0	特定個人情報ファイル(機構保存附票本人確認情報ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
0	特定個人情報ファイル(カード代替電磁的記録用管理ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
0	総評	40
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断に 誤りはないか。	I		I		問題は 認めら れない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に 適合している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。	_	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。			認めら	特定個人情報ファイルは、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	1			ı	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に 実施しているか。	I		1	ı	問題は 認めら れない	特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのパラメータ設定等の適用時期は令和7年2月初旬を予定しており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。			I		問題は 認めら れない	国民への意見募集については、機構のホームページにて、31日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の実態に 基づき、特定個書 代報保護の項目に で項目に でで項目に し、記載して いるか。	I	I	I	I		住民基本台帳ネットワーク及び番号制 度関連事務について、求められる事項が 具体的に記載されている。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担主個人情報保護部間人情報保護事務を担当は、特定価の対象となる事務をといり、リスクを軽調させるための措置の実施に責きるか。	_	_		_	認めら	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住民基本台帳ネットワークシステム全国センター及び個人番号センターが連携して番号制度への対応を行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 ~ P.5	I 1. ②	問題は 認められない	
		3. 当該システムが実 現する機能の名称と その概要を具体的に 記載しているか。	P.6 ~ P.7	I 2. ②	問題は 認めら れない	
	①特定個人情報	4. 当該システムと情 報をやり取りするシス テムを全て記載してい るか。	P.6 ~ P.7	I 2. ③	問題は 認めら れない	個人番号の生成・通知に係る事務、本 人確認情報の提供及び保存等に係る事 務、個人番号カードに係る事務、附票本 人確認情報の提供及び保存等に係る事
(8)特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムにつ	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.8	I 4. ①	問題は 認めら れない	務、カード代替電磁的記録に係る事務において、それぞれ特定個人情報ファイルを使用することが、事務の流れに即し具体的に記載されている。また、別添1の事務の内容では、事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報の流れとそれ以外の情報の流れを区別する等、特
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く 具体的に記載してい るか。	P.8	I 4. ②	問題は 認めら れない	定個人情報の流れが具体的に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の 流れを具体的に記載 しているか。	P.10 ~ P.15	I (別添1)	問題は 認めら れない	
(9)特定個人情報 ファイルを取りり プロセスにおいて 特定個人情報 えいその他のリスト を発生さ個人対象 を、特定個の対象 とびる はる事務、特定して いるか。	_	_	P.44 ~ P.86	III . IV	問題は 認められない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に 記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見	
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.86	IV 1. ①	問題は 認めら れない	NISC政府機関統一基準群への準拠性の確認のため、全部門を対象に自己点検を実施していること等が具体的に記載されている。 監査について、本人確認情報の管理方法等について、毎年度、地方公共団体情報システム機構本人確認情報管理規程及び地	
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための者がある。	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 に対する数章、政	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.86	IV 1. ②	問題は 認めら れない	方公共団体情報システム機構機構処理 事務管理規程に基づき、内部監査及び第 三者機関による外部監査等を実施してい ること等が具体的に記載されている。 従業者に対する教育・啓発について、入 職時の導入研修として集合研修等により 実施していること、年に1回以上、全職員 を対象に、集合研修又はeラーニング等に	
人のプライバシー 等の権利利益の侵害の未然防止、国 民・住民の信頼の 確保という特評 個人情報保護し、 目的に照らし、 当なものか。	か。	72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.86	IV 2.	問題は 認めら れない	よる研修を実施していること、個人情報保護のための活動として、各部門の個人情報の種類及び取扱いを取りまとめたマニュアルを整備し、各部門の業務運営における個人情報の適切な取扱いについて周知徹底を図っていること等が具体的に記載されている。	
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.88	VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。	
(12)個人のプライ バシー等の権利利 益の保護の宣言 は、国民・住民の 信頼の確保という 特定個人情報保 評価の目的に照ら し、妥当なものか。	_	_	_	表紙	問題は 認めら れない	機構は、住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。	

特定個人情報ファイル (個人番号管理ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.16	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.16	II 2. ④	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的 に記載しているか。	P.17	II 3. 4	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が 本人に示されていることを具体的に記載している か。	P.17	II 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.17	II 3. 6	問題は 認めら れない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.17	I 3. ®	問題は 認めら れない	
	②特定個人情報	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.17	І 3. 8	該当なし	特定個人情報を保有する理由につい て、個人番号とすべき番号の生成・管理
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の	保護ののの対象を容のからけるが、できた。特別では、大変を変わないでは、大変を変わないでは、大変を変わないでは、大変を変わないでは、大変を変われて、大変を変われて、大変を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われて、大学を変われていません。	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.17	П 3. 8	該当なし	の事務において個人番号管理ファイルにより個人番号の付番対象者全員の個人番号を住民票コードに対応付けて保有する必要があることが具体的に記載されている。 特定個人情報の使用方法について、市町村長からの個人番号生成要求を受けて、個人番号とすべき番号を生成し、市町村民に通知することを、特定個人情・セイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用場供保管・消去)について具体的に
内谷の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.18	II 4. (2)	該当なし	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.18	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.18	II 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.19	II 5. ②	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.19	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ①	問題は 認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.20	I 6. 2	問題は 認めら れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ③	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見				
						24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない					
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク2:	問題は 認めら れない					
スクを軽減するために講べての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	に講ずべき措置 を具体的に記載 しているか。記載 された対策は、特 定個人情報保護	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク3:	認めら	目的外の入手が行われるリスク対策として、個人番号生成システムにおいて住基全国サーバから入手する情報は、システム上、個人番号とすべき番号の生成元となる住民票コード及び個人番号に限定すること等が具体的に記載されている。				
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク3:	認めら	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより情報漏えい防止措置を講じること等が具体的に記載されている。				
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない					
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない					
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.44	Ⅲ 2. その他の リスク	問題は 認めら れない					

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見	
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評 価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない		
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない		
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない		
	特定されたリスク を軽減するため に講ずべき措置 を具体的に記載 しているか。記載 された対策は、特	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特定個人情報の使用の記録について、アクセスを行う者とは別の	
		に講ずべき措置 を具体的に記載 しているか。記載 された対策は、特 定個人情報保護 評価の目的に照	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	者がログの分析・確認を行い、その結果管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、サーバのバックアプを記録した電子記録媒体については、
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	入退室管理を行っている部屋に設置した、施錠可能な場所に保管すること等が 具体的に記載されている。	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認めら れない		
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認めら れない		
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.46	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
	の委託について、 特定されたリスク を軽減するため に講ずべき措置	43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.46	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46 ~ P.47	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.47	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 5. リスク1 :	問題は 認めら れない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.47	皿 5. リスク1:	問題は 認めら れない	特定個人情報の不正な提供・移転が行 われるリスク対策として、サーバ室等への
	記載された対策は、特定個人情	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 5. リスク2:	問題は 認めら れない	入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を 厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること等が具体的に記載されている。 不適切な方法で提供・移転が行われる
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認めら れない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.47	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク3:	該当なし	
	⑦情報提供ネット ワークシステムと の接続について、 特定されたリスク を軽減するため に講ずべき措置	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク4:	該当なし	
	定個人情報保護 評価の目的に照 らし妥当なもの	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク5:	該当なし	_
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.48	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	③特定個人情報の保管・消去された。 ・ はなれた。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は 認めら れない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は 認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別した専用の部屋とすること、サーバ室等への不要な機器の持ち込みを制限し、入退室時に確認を行うこと等が具体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施すること、ウイルスチェックを実施すること、ウイルスチェックを実施すること、カイースパターンファイルは定期的に更新し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。
	00773 8	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.49	皿 7. リスク1: ⑪	認めら	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	皿 7. リスク2:	問題は 認めら れない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	皿 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.50	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

特定個人情報ファイル (機構保存本人確認情報ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	6箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定 個人情報ファイルにおいて保有することが事務を 実施する上で必要な理由を具体的に記載してい るか。	P.21	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.21	I 2. 4	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.22	II 3. ④	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が 本人に示されていることを具体的に記載している か。	P.22	II 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.22	II 3. ⑥	問題は 認めら れない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.23	I 3. ®	問題は 認めら れない	
	②特定個人情報	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.23	II 3. ®	該当なし	て、機構保存本人確認情報ファイルにおいて全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録をあるとが具体的に記載されている。 特定個人情報の使用方法について、市町村長等からの本人確認情報の服会のある番号で、照会のある番号を元に機構保存本人確認情報を照って、機構とすること等、特定個人情報を照って、提供すること等、特定個人情報を照って、提供すること等、特定個人情報で、提供すること等、特定個人情報を照って、提供すること等、特定個人情報を開まている。
(8)特定個人情 報保護評価の対 象となる事務の	入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の表情報の提供・移転の場合では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次で、具体的に分		P.23	п з. 8	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.23	II 4. ②	該当なし	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.23	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.23	II 4. (8)	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.24	I 5. 2	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.25	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.26	II 6. ①	問題は 認めら れない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.26	I 6. 2	問題は 認めら れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.26	I 6. 3	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	首箇所	審査結果	所見
(10)特定されたリ		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク2:	問題は 認めら れない	目的外の入手が行われるリスク対策とし て、制度上、対象者の真正性の担保は、
スクを軽減するために講べき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	に講ずべき措置 を具体的に記載 しているか。記載 された対策は、特 定個人情報保護	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を 具体的に記載しているか。記載された対策は、特 定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なも のか。	P.51	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	市町村における厳格な審査が行われる。とが前提となるため、住基法第3条において、市町村の責務として、住民に関するご録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努なければならない旨が規定されていること、年に一度機構が開催する地方を公共にの担当者向け研修会の機合の世当者向け研修会のであると、年に一度機構が開発のである。と、年に一度機構が開催する地方を会がして、他の担当者のけるより周知を行うこと等が具体に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、他システムとの連携を行う場合は、専用回線を用いるこにより情報漏えい防止措置を講じることが具体的に記載されている。
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.51	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	該当箇所 審査 結果		所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	皿 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	目的を超えた紐付け、事務に必要のな
	④特定個人情報 の使用について、 特定されたリスク	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	い情報との紐付けが行われるリスク対策として、住基全国サーバと附票全国サーバのシステム間のアクセスは、番号法で認められた場合で、地方公共団体、行政機関等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合に限られること等が具体的に記載されている。
	定個人情報保護 評価の目的に照	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特定個人情報の使用の記録について、アクセスを行う者とは別の者がログの分析・確認を行い、その結果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。
	らし妥当なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、サーバのバックアップを記録した電子記録媒体については、入退室管理を行っている部屋に設置した、施錠可能な場所に保管すること等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認めら れない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認めら れない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.53	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
	の委託について、 特定されたリスク を軽減するため に講ずべき措置	43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.54	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.54	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑥特にれすきにかま情目なるさに、実情になるという。 (⑥のいりのは、保証のでは、保証のでは、保証のでは、保証のでは、保証のでは、保証のの当ながのの当なができる。)	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 5. リスク1 :	問題は 認めら れない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認められない	特定個人情報の不正な提供・移転が行われるリスク対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること、セキュリティチェックリストにより、提供先機関における適切な保管及び廃棄を確認していること等が具体的に記載されている。
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供生・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 5. リスク2:	問題は 認めら れない	不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、通信の記録が逐一保存され、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する結し、媒体の適切な提供管及び廃棄を定めるとともに、外部記録媒体による情報のるとともに、外部記録媒体による情報のるとともに、外部問間内に施錠可能なケースに格納して運搬した上で、複数人の立会いの下で受渡しを行い、受渡し簿等に
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認めら れない	相手が署名した受渡しの記録を残すこと、 国外転出者に係る事務処理に関し、番号 法で認められた場合に限り、地方公共団 体、行政機関等からの求めに応じ、個人 番号を連携することを、システムにより担 保すること等が具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.55	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑦ワの特をにをしさ定評らか。 ・・とて、クめ置載載特護照 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	載されている。 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策として、 番号法上の情報照会者・情報提供者又は 情報提供等記録開示システムからの符号 取得要求時に通知された個人番号等に 対応する住民票コードを、情報提供オット
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 6. リスク5:	問題は 認めら れない	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 6. リスク6:	問題は 認めら れない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	皿 6. リスク7:	問題は 認めら れない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う リスクについて、その他のリスク及びそれらのリス クへの対策についての記載はあるか。	P.56	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
	⑧のいりた措記記は報的も 特保である対人のご を情になってかにでして、の当 を持を講真でいた個価の は当定軽が体の対人の当 も、とにの も、これでものが、では、これでは、 をは、これでは、 をは、これでは、 をは、これで、 をは、これで、 をは、これで、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 7. リスク1 : ⑤	問題は 認めら れない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は 認めら れない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ、 プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票 等の可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とは区別した専用の部屋とすること、 サーバ室等への不要な機器の持ち込み
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	を制限し、入退室時に確認を行うこと等が 具体的に記載されている。 技術の対策として、コンピュータウイルス
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.57	皿 7. リスク1: ⑪	問題は 認めら れない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.58	Ⅲ 7. リスク2:	問題は 認めら れない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.58	皿 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.58	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

特定個人情報ファイル (個人番号カード用管理ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定 個人情報ファイルにおいて保有することが事務を 実施する上で必要な理由を具体的に記載してい るか。	P.27	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.27	II 2. ④	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.28	II 3. 4	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が 本人に示されていることを具体的に記載している か。	P.28	II 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.28	II 3. 6	問題は 認めら れない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.28	П 3. ®	問題は 認めら れない	
	②特定個人情報	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.28	II 3. ®	問題は 認めら れない	特定個人情報を保有する理由について、番号法の規定に基づき、住民からの申請により個人番号カードを発行する必要があること等が具体的に記載されている。 特定個人情報の使用方法について、住民に対して通知カード及び交付申請書を送付するため、市団に及び交付申請書を受領し、通知カード及び交付申請書を受領し、通知カード及び交付申請書者に提供すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。
(8)特定個人情 報保護評価の対 象となる事務の	入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の表情報の提供・移転の提供・移転の場合では、特定個人情報の保管・消去)については、	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.28	П 3. 8	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.29 ~ P.30	II 4. ②	認めら	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.29 ~ P.30	II 4. ⑤	問題は 認めら れない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.29	II 4. ®	問題は 認めら れない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.31	II 5. ②	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.31	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.32	II 6. ①	問題は 認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.32	II 6. ②	問題は 認めら れない	
	23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.32	II 6. ③	問題は 認めら れない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク1 :	問題は 認めら れない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク2:	問題は 認めら れない	
スクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させる		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	目的外の入手が行われるリスク対策として、現存する住民の送付先情報のみが抽出できることをシステムにより担保すること等が具体的に記載されている。
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	大するリスク対策として、他システムとの 連携を行う場合は、専用回線を用いるこ。 により情報漏えい防止措置を講じること等 が具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.60	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	④特定個人情報 の使用についてク	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評 価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	皿 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特定個人情報の使用の記録について、アクセスを行う者とは別の者がログの分析・確認を行い、その結果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、サーバのバックアップを記録した電子記録媒体については、入退室管理を行っている部屋に設置した、施錠可能な場所に保管すること等が具体的に記載されている。
	された対策は、特 定個人情報保護 評価の目的に照	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
	らし妥当なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残しているとを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	皿 3. リスク2:	問題は 認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認めら れない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.62	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑤の特をにをしさ定評らか 情いスとはこれのの 個にれすべ的の対情目当な 人つた者をにある対情目当な 様でいた人の 観にれまる。 が策報的もも	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は 認めら れない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	問題は 認めら れない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	場合は、その方法や しているか。また、記 艮のない者による不 P.63 Ⅲ 4. 認めら E具体的に記載してい 定個人情報保護評			
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.63	Ⅲ 4. 提供ルー ル	問題は 認めら れない	取侍を安水りる寺、特疋個人情報の休護
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は 認めら れない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は 認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	Ⅲ 4. 再委託	問題は 認めら れない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.64	Ⅲ 4. その他の リスク	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	措置を具体的に 記載しているか。 記載された対策 は、特定個人情	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	Ⅲ 5. リスク1 :	問題はられない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.64	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認めら れない	特定個人情報の不正な提供・移転が行
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	Ⅲ 5. リスク2:	問題は おおいれない	われるリスク対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者で 厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること等が具体的に記載されている。 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、通信の記録が逐一保証され、連携するデータが暗号とされるとは、水が確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止すること等が具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認めら れない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.65	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	·箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	III 6. リスク3:	該当なし	
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続についてク を軽減するために講ずべき措置	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	III 6. リスク4:	該当なし	
	を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	_
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.66	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.66	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑧のいりた措記記は報的も 特に、大学にを開いる をできれて、大学にからの は、大学にからでは、大学にの が、大学にある。 は、大学には、大学にの が、大学により、 は、大学には、大学には、大学により、 は、大学には、大学により、 は、大学には、大学には、大学により、 は、大学には、大学には、大学には、大学により、 は、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学に	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.66	Ⅲ 7. リスク1 : ⑤	問題は 認めら れない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.66	皿 7. リスク1: ⑥	問題は 認めら れない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.66	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.66	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別した専用の部屋とすること、サーバ室等への不要な機器の持ち込みを制限し、入退室時に確認を行うこと等が具体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施すること、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、ファイアターンファイルは定期のものを使用すること、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.67	皿 7. リスク1: ⑪	認めら	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.67	皿 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.67	皿 7. リスク3:	問題は 認めら れない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.67	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

特定個人情報ファイル (機構保存附票本人確認情報ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定 個人情報ファイルにおいて保有することが事務を 実施する上で必要な理由を具体的に記載してい るか。	P.33	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.33	II 2. ④	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.34	II 3. 4	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.34	II 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.34	II 3. ⑥	問題は 認めら れない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.35	I 3. ®	問題は 認めら れない	
	②特定個人情報	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.35	II 3. ®	該当なし	て、機構保存附票本人確認情報ファイルにおいて戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があることが具体的に記載されている。 市町村長等からの附票本人確認情報の照会要求を受け、国外転出書に係る又は4情報の組合せを元に機構保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当の開票本人の附票本人の附票本人の附票本人の対する場合で表別では4年記情報ファイルの取扱に対して表別では4年記情報ファイルの取扱に対して表別では4年記情報ファイルの取扱に対して表別では4年記情報ファイルを検索し、該当は4年記情報ファイルの取扱に対して表別では、保護・特定個人情報ファイルの取扱に記載されている。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の	ファイレス(特子・インス)で、大人個の形式を持ち、大人ののの情報を対している。 いっぱい かいのの 情報 大人 大人の の でいかい でいる いっぱい かい でいる かい でいる かい でいる かい でいる かい でいる かい でいる かい でいかい でい	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.35	II 3. ®	該当なし	
内容の記載は具体的か。当該事務における特定 個人情報の流れを併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.35	II 4. ②	該当なし	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.35	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.35	II 4. (8)	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.36	II 5. ②	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.37	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.37	II 6. ①	問題は 認めら れない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.37	II 6. ②	問題は 認めら れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.37	II 6. ③	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	皿 2. リスク2:	問題は 認めら れない	目的外の入手が行われるリスク対策として、制度上、対象者の真正性の担保は、 市町村における厳格な審査が行われることが前提となるため、住基法第3条において、市町村の責務として、住民に関する正
スクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させる	を具体的に記載 しているか。記載 された対策は、特 定個人情報保護	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	で、に、住民に関する記録の管理が適とともに、住民に関する記録の管理が適と正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されていること、年に一度機構が開催する地方公共団体の担当者向け研修会の機会等を活用し、市町村において厳格かつ適切な害をが見体が行われるよう周知を行うこと等が具体的に記載されている。 入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策として、附票本人確認情報更ること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、システム内に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、システム内に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、システム内に認正と等が関係においては、相互認正を実施した上で、情報を暗号化することと等が確保された専用線で接続すること等が具体的に記載されている。
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.68	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.68	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	適 箇所	審査結果	所見
	④特定個人情報 の使用について 特定されたリスク	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.69	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.69	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.69	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.69	Ⅲ 3. リスク2:	認めら	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリースク対策として、特権IDについては毎月証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行い、一般利用者IDについては半期ごとにユーザー覧をシステムより出力し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行うこと等が具体的に記載されている。
	を具体的に記載 しているか。記載 された対策は、特 定個人情報保護 評価の目的に照	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.70	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
	らし妥当なもの か。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残しているとを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.70	皿 3. リスク2:	問題は	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.70	皿 3. リスク3:	問題は 認めら れない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.70	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認めら れない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.70	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.71	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
	⑤特定個人情報で、 を軽減ず、 を軽講ず、 を軽講ず、	42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.71	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.71	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.71	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.71	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.71	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.71	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.71	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑥のいりた措記記は報的も物では、保にから、大学によった。では、大学では、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.72	Ⅲ 5. リスク1:	問題はられない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.72	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認めら れない	不適切な方法で提供・移転が行われる リスク対策として、連携手段として通信の 記録が逐一保存され、連携するデータが 暗号化される仕組みが確立した附票連携 システムを用いること、外部記録媒体によ る情報の受渡し時は、業務時間内に施錠
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.72	Ⅲ 5. リスク2:	問題は 認められない	可能なケースに格納して運搬した上で、複数人の立会いの下で受渡しを行い、受渡し簿等に相手が署名した受渡しの記録を残すこと等が具体的に記載されている。誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転連携のれてしまうりスク、誤った相手に提供・移転連携の相手先は法令に定められた機関に関定されるり、相手先(市町村CS等)と附票全国サーバの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されること、媒体での提供時は、顔写真
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.72	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認められない	スりの身分証明書の提示を求め、本人確認を行っていること等が具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.72	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑦ワの特をにをしさ定評らか「別の特をにをして、クットと、クの置載載特護照	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	不正な提供が行われるリスク対策として、法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの符号生成要求を受け付けないよう、システムにより制御すること、
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	して、提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法での特定個人情報の提供・移転の防止に努めることが具体的に記載されている。 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策として、番号法上の情報照会者・情報提供者又は
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク5:	認めら	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク6:	問題は 認めら れない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.73	Ⅲ 6. リスク7:	問題は 認めら れない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.73	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑧のいりた措記記は報的も⑧のいりた措記記は報的も一次にでするでは、保にからになったのでは、保にからが、できます。一次によったのが、一次によったのが、一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。一次によった。<	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.74	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は 認めら れない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.74	皿 7. リスク1: ⑥	問題は 認めら れない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.74	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ、 プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票 等の可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とは区別して専用の部屋とすること、 サーバ室等への不要な機器の持ち込み を制限し、入退室時に確認を行うこと等が
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.74	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	具体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施すること、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用すること、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)に
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.74	Ⅲ 7. リスク1: ⑪	問題は 認めら れない	よるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、障害発生等により提供先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去すること、媒体による提供の場合には、書き込み後のデータを、作業チェックリストに
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.75	皿 7. リスク2:	問題は 認めら れない	基づき、月次で手動で消去すること、消去されたデータは、復元できないことが具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.75	Ⅲ 7. リスク3:	問題は 認めら れない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.75	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

特定個人情報ファイル (カード代替電磁的記録用管理ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	首箇所	審査 結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.38	I 2. 3	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.38	I 2. 4	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.39	I 3. 4	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.39	II 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.39	I 3. 6	問題は 認めら れない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.39	І 3. ®	問題は 認めら れない	
	②特定個人情報	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.39	I 3. ®	問題は 認めら れない	特定個人情報を保有する理由について、番号法の規定に基づき、申請者(住民)からの申請により、カード代替電磁的記録を発行し、申請者のスマートフォンに送信する必要があることが具体的に記載されている。 特定個人情報の使用方法について、申請者に対してカード代替電磁的記録を発行するため、申請者からカード代替電磁的記録を発行し、申請者のスマートフォンに送信すること等、特定個人情報ファイルの取扱いず・消去)について具体的に記載されている。
(8)特定個人情 報保護評価の対 象となる事務の	ファイレスの(特手・付人) かいのの では、	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.39	П 3. (8)	該当なし	
内容の記載は具体的か。当該事務における特定 個人情報の流れを併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.40	П 4. ②	問題は 認めら れない	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.40	II 4. ⑤		
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.40	П 4. (8)	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.41	I 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.41	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.42	I 6. ①	問題は 認めら れない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.42	I 6. 2	問題は 認めら れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.42	I 6. 3	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.76	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.76	III 2. リスク1:	問題は 認めら れない	対象者以外の情報の入手を防止するた
(10)## :		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.76	III 2. リスク2:	認めら	めの措置として、カード代替電磁的記録の発行を希望する申請者は、スマートフォンからインターネット回線を通じて送信するカード代替記録事項に係る電磁的記録に、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いた電子署名を行う必要があり、送信を受けた機構は、
載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させる ための措置は、	③特定個人情報の入手についてクを軽減でもれたリスの を軽減でもたまでは、 を軽減でもたけるがに では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.76	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第15条第1項の規定により効力を失っていないこと及び署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて電子署名が行われたことを確認することにより、申請者本人からの申請であることを確認することで、対象者以外の情報の入手が行われることがないよう措置を講じていることが具体的に記載されている。
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.76	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、カード代替記録事項に係る電磁的記録に含まれる内容が必要最小限の情報の記載となるよう、個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者に自由入力をさせることを避けることで、申請者が不要な情報を送信するリスクを防止する措置を講じている
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.77	III 2. リスク3:		によが具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・ 失するリスクへの対策として、システム におけるサーバ間通信においては、相 認証を実施した上で、情報を暗号化する こと等が具体的に記載されている。
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.77	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.77	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	6箇所	審査結果	所見
	された対策は、特 定個人情報保護 評価の目的に照 らし妥当なもの か。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.78	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.78	皿 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	こアクセスする際の認証を行う 情報にアクセスするユーザの Eしが行われないために講じて 具体的に記載しているか。記載 它個人情報保護評価の目的に か。	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策として、mdoc発行管理システムは、利用者のスマートフォン、ウォレット事業者サーバーとインターネット接続するが、mdoc発行管理システム上の情報(個人番号含む)にはアクセスできないように制御していること、スマートフォンへのカード代替電磁的記録送信のために、ウォレット事		
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.78	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認められない	業者サーバーと接続を行う際には、mdoc 発行管理システムとスマートフォンの間で 特定個人情報を含むデータの暗者サーバー上で、個人番号が復号されないれて、 に措置すること等が具体的に記載されて に措置すること等が具体的に記載されて に措置すること等が具体的に記載されて に構して、一で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.78	Ⅲ 3. リスク2:	認めら	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.78	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.79	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認めら れない	えて監視カメラによるセキュリティ対策を 実施し、入退室者及び作業の過程を映像 として記録すること、等が具体的に記載さ れている。
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.79	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.79	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.80	III 4. 情報管理 体制	問題は 認めら れない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.80	III 4. 閲覧者の 制限	問題は 認めら れない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.80	Ⅲ 4. 記録	情報保護管理体制の確認として、機 デジタル庁、mdoc発行管理システムの 用保守事業者(デジタル庁と委託契約 を締結)の三者の関係を規定した「md 発行管理システムの利用にあたっての	情報保護管理体制の確認として、機構、デジタル庁、mdoc発行管理システムの運用保守事業者(デジタル庁と委託契約書を締結)の三者の関係を規定した「mdoc発行管理システムの利用にあたっての確認事項リー同意オステレビトリー学を担め
	の委託について、 特定されたリスク を軽減するため に講ずべき措置 を具体的に記載 しているか。記載	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.80	Ⅲ 4. 提供ルー ル	問題は 認めら れない	認事項」に同意することにより、当該規約に基づき、mdoc発行管理システムに係る特定個人情報の取扱いを機構(委託元)から当該システムの運用保守事業者(委託先)に委託することとすること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新初の制限として、委託先において、電子計算機室の常時利用する出入口を限定すること等により侵入を防止すること、また、端
	された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール連守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.80	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は 認められない	情報の提供は認められず、その旨を委託 契約書にも明記すること、委託契約の報 告条項に基づき、定期的に特定個人情報
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.81	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は 認めら れない	の提供について書面にて報告させること、 必要があれば機構職員が現地調査することも可能とすること等が具体的に記載され ている。
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.81	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.81	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑥のいりた措記記は報的も特提で、クめに変して、クロでは、保にのができまれる対人のである対人の当時にあれる対人の当れていた。策情目ないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.82	Ⅲ 5. リスク1 :	該当なし	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.82	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、	P.82	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.82	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.82	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
	⑦ワの特をにをしさ定評らか情ークをでは、情をというとは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<l< td=""><td>54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</td><td>P.83</td><td>III 6. リスク1:</td><td>該当なし</td><td></td></l<>	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	III 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.83	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.83	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所 審査 結果		所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.84	皿 7. リスク1: ⑤	問題は 認めら れない	
	⑧特定個人情報の保管・消さにいて、特軽がいて、特軽がいて、特軽ができために講べると、は置を具体的に記載しているか。	63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.84	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は 認めら れない	物理的対策として、mdoc発行管理システムが構築されるガバメントクラウドについて、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っていること、事前に許可されていない装置等に関して
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.84	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしていること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、mdoc発行管理システムについて、事前に許可された者以外が特定個人情報にアクセスできないよう、物理的区画による制限やユーザ権限による制限により制御していること、個人情報が含まれる領域/環境(本番環境)はインターネットからアクセスできないよう制御し
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.84	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	ていること、また、ガバメントクラウドにおける措置として、クラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっていること、mdoc発行管理システムに係る特定個人情報の取扱いを受託している運用保守事業者はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行うこ
	記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.84	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は 認めら れない	と、クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し脅威検出やDDos対策を24時間365日講じること、クラウド事業者はガバメントクラウドに対しウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行うこと、mdoc発行管理システムに係る特定個人情報の取扱いを受託している運用保守事業者は、導入しているのS及びミドルウエアについて必要に応じてセキュリティパッチの適用を行うこと、
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.85	Ⅲ 7. リスク2:	問題は 認めら れない	mdoc発行管理システムが保有している データはクラウド事業者がアクセスできな いよう制御を講じること等が具体的に記載 されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも 存在するリスクへの対策として、mdoc発 行管理システムについて、保管期間の過 ぎた特定個人情報をmdoc発行管理シス テムにて自動判別し消去すること、消去の
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.85	Ⅲ 7. リスク3:	問題は 認められない	際は消去履歴を作成し保存すること、また、ガバメントクラウドにおける措置として、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去すること等が具体的に記載されている。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.85	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		審査結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講びて的か。 (11) 記軽減されたリスクを軽減されたり記載は具体的か。 (11) 記軽減されたリスクを増置は、	⑩を施題特を調べるに の他、評特のででは にいるで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	74.なりすまし等により、カード代替電磁的記録が本人以外の第三者に発行されるリスクへの対策が具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.76 等	Ⅲ 2. リスク1 等	問題はられない	なりすまし等により、カード代替電磁的記録が本人以外の第三者に発行されることを防止するための措置として、・カード代替電磁的記録の発行を希望する申請者は、スマートフォンからインターネット回線を通じて送信するカード代替記録事項に係る電磁的記録に、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いた電子署名を行う必要があること・送信を受けた機構は、個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第15条第1項の規定により効力を失っていないこと及び署名利用者検証符号に対応すること及び署名利用者検証符号に対応することを確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。								
個人の等とは、一個人のの情報を表現である。「一個人のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一	相望を でいるか。 記載された対情 は、特護評価の目 的に照らし妥当な ものか。	75.発行されたカード代替電磁的記録が第三者によって不正利用されるリスクへの対策が具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.86	IV 3. その他の リスク対策	問題は 認めい	カード代替電磁的記録が格納されたスマートフォンの紛失・盗難等の発生に備え、・委託事業者(コールセンター事務)又はオンライン申告による、速やかにカード代替電磁的記録を一時的に停止するための手続を設けており、また、当該手続の内容について周知をしていること・利用者が行政機関や民間事業者等が提供するサービスを利用するためにスマートフォンからカード代替電磁的記録を送信する場合、利用者本人の生体認証等を利用するため、第三者のなりすましは不可となっていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。								

【総評】

- (1) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に 記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 個人番号カードに記録された基本4情報等を含む特定個人情報を入手し、mdoc発行管理システムを用いて管理する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネットを通じて外部に 特定個人情報が漏えいしないよう、ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達したガバメ ントクラウドにmdoc発行管理システムを構築し、セキュリティ管理策が適切に実施されていること等が 記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、 実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保するとともに、クラウドサービスに 係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価 書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。